

東京都子供・若者支援協議会
(連絡調整部会)

議事録

令和7年7月15日(火) 午後2時00分

東京都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室C

(午後 2 時 00 分開会)

○若年支援事業課課長代理　ただいまから、令和 7 年度東京都子供・若者支援協議会 第 1 回連絡調整部会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議の公開についてですが、都の附属機関については、原則公開ということが、附属機関等設置運営要綱に規定されておりますので、本日の会議も原則公開とさせていただきます。本日は傍聴の方はいらっしゃいません。また、配布資料、議事録については、後日改めまして、委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページにて公開する予定でございます。御了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに東京都都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課長の山本より御挨拶を申し上げます。

○山本若年支援事業課長　本日は御多用のところ、東京都子供・若者支援協議会 連絡調整部会に御出席いただきありがとうございます。また、日頃から東京都の若年支援施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この連絡調整部会は、子ども・若者育成支援推進法第 19 条に基づき設置した、東京都子供・若者支援協議会の実務者会議という位置付けで、平成 29 年度より設置しております。当部会の運営につきましては、教育分野、福祉分野、雇用、また、子供・若者支援に関わる各分野の関係機関委員により構成されておまして、社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の情報共有、及び連携強化等を目的として開催しているところでございます。

なお、御報告でございますが、今年度より、子供・若者支援協議会に新たに部会を設けました。「若者部会」という部会でございます。お手元に、第 1 回開催のプレス資料があるかと思いますが、「子供・若者支援協議会に若者部会を新たに設置」ということで、メンバーは、特定非営利活動法人サンカクシャの荒井さんや、認定特定非営利活動法人育て上げネットの大橋さん、特定非営利活動法人青少年自立援助センターの小奈さん、NPO 法人わかもののまちの土肥さん、調布市子ども生活部児童青少年課の與那覇さん、この 5 名で構成しております。この方々は、昨年度、「子供・若者計画」第 3 期を我々が検討し策定したところでございますが、その検討にあたって、東京都青少年問題協議会に若者部会を設けまして、いろいろと意見をお聞きしてきたメンバーです。計画が策定され、今後どのように進捗していくのか、引き続き意見を聞いていこうということで、この子供・若者支援協議会に若者部会として設けさせていただいた次第で

ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の連絡調整部会では、「若ナビα」の事例共有等を含め、若者支援の在り方を中心に情報共有や意見交換を実施し、今後のよりよい支援に繋げていきたいと考えております。活発に意見交換できればと思っております。本会議を通じて、支援者同士の顔の見える関係が構築され、今後具体的な支援の場におきましても連携が深まるきっかけとなれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援事業課課長代理 本日は令和7年度第1回目の開催となりますので、委員の方から自己紹介として、所属と御名前をお願いいたします。恐縮ですが、東京都教育相談センターの坂本様からお願いします。

○坂本委員 東京都教育相談センター次長の坂本と申します。この4月に着任いたしました。よろしくお願いいたします。

○永山委員 東京都児童相談センター相談援助第二課長の永山でございます。日頃より大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 東京都立誠明学園の自立支援課長の高橋と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

○矢野課長（高岸委員代理） 東京都女性相談支援センター保護支援担当をしております、矢野と申します。本日は所長の高岸の代理でまいりました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○坂田委員 東京都発達障害者支援センターこども部門のセンター長をしております、坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○桑波田委員 東京都の保健所を代表してまいりました、多摩小平保健所の保健対策課長の桑波田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員 特別区の保健所の保健予防会より代表してまいりました、荒川保健所保健予防課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○川上委員 都立多摩総合精神保健福祉センターからまいりました、広報援助課長の川上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小田委員 東京都住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業の窓口、T O K Y Oチャレンジネットの所長をしております、小田と申します。よろしくお願いいたします。

○二瓶委員 東京保護観察所で首席保護観察官をしております、二瓶と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

- 佐藤委員 警視庁の新宿少年センターで少年相談担当をしております、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 小倉委員 東京しごとセンターのヤングコーナーを所管しております、東京しごと財団正規雇用対策担当課長小倉と申します。よろしくお願いいたします。
- 鈴木課長（高橋委員代理） 東京都子供政策連携室企画調整担当課長をしております、鈴木と申します。企画調整課長の高橋の代理でございます。よろしくお願いいたします。
- 吉田課長（高橋委員代理） 同じく、子供政策連携室企画調整担当課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。
- 高村委員 東京都消費生活総合センター相談課長の高村です。よろしくお願いいたします。
- 藤木人権擁護専門官（藤森委員代理） 東京法務局人権擁護部人権擁護専門官の藤木と申します。本日は、第三課長の藤森の代理としてまいりました。よろしくお願いいたします。
- 保理江委員 日本司法支援センター東京地方事務所で事業部長を代行しております、保理江と申します。よろしくお願いいたします。
- 藤井委員 三鷹に法人本部がありまして、都内で若者サポートステーションや、困窮者自立支援制度に基づく子供・若者支援やいわゆる第2適応指導教室みたいなことを受託して行っております、NPO法人文化学習協同ネットワークの常務理事の藤井と申します。
- 藤原委員 地域ひきこもり支援センターの東京都版の東京都ひきこもりサポートネットの責任者をしています藤原と申します。よろしくお願いいたします。
- 西村委員 東京都若者総合相談センター「若ナビα」の責任者しております西村と申します。よろしくお願いいたします。
- 若年支援事業課課長代理 ありがとうございます。なお、東京都保護司会連合会事務局長の市川委員、厚生労働省東京労働局職業安定部職業安定課長の水野委員、公益社団法人被害者支援都民センター相談支援室長代理の佐藤委員、公益財団法人東京都人権啓発センター総務課長の伴委員、認定特定非営利活動法人育て上げネット執行役員の井村委員におかれましては、本日は、御欠席の御連絡をいただいております。

御欠席の委員のうち、厚生労働省東京労働局の水野委員より、都内新卒応援ハローワーク、都内わかもの支援施設一覧の資料提供をいただいております。机上の資料及び、皆様に事前にお送りした資料で御確認ください。

次に本日の資料の確認をさせていただきます。机上の資料ですが、まず1枚目が次第で、裏面

は資料一覧になっております。それから、出席者名簿、裏面は座席表です。連絡調整部会設置要領、資料1「東京都若者総合相談センター若ナビα実績報告」、なお、こちらの事例紹介の部分は別紙に分けておりまして、こちらは会議終了後に回収いたします。お手数ですが、回収漏れを防ぐため、資料上部の（ ）に御名前の御記入をお願いいたします。次に、資料2「18歳以上のヤングケアラー（若者ケアラー）の相談窓口について」、資料3「子供・子育てメンター”ギョッとチャット”について」、資料4「こどもの人権SOSミニレター」について。資料5、6、7はリーフレットになります。資料5「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンリーフレット」、資料6「話してみよう あなたの心配」「青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイス」、資料7「思春期・青年期デイケア」「精神保健福祉相談のご案内」。それから、ほかの提供資料としまして、都内新卒応援ハローワーク、裏面は都内わかもの支援施設一覧になっております。さらに、先ほど説明をさせていただきましたプレス資料、令和7年5月14日付けのものになります。本日の資料は以上でございます。不足がございましたら、挙手にてお教えください。

それでは議事に入らせていただきます。以降の進行は、座長の山本がいたします。

○山本座長 それでは、早速ですが進行させていただきます。議題1です。お手元の資料1を御覧ください。東京都若者総合相談センター「若ナビα」の事業責任者、西村センター長より、若ナビαにおける相談対応状況報告及び、事例の紹介をいただきます。なお、事例の紹介につきましては、相談者の方に関する情報であるため、資料をお持ち帰りできません。会議終了後、回収させていただきます。それでは、東京都若者総合相談センター若ナビαの西村委員、よろしくお願いいたします。

○西村委員 若ナビαは、特定非営利活動法人メンタルケア協議会が受託して3年目になりました。よって1、2年目の実績を中心に報告をさせていただきたいと思います。

若ナビαは、18歳から39歳までの若者とその御家族、非行相談に関しては高校中退等の方を含めた、中学校卒業以降の方の相談も受けております。そして、例えば児童相談所で支援が終了してしまう18歳、少年センターで支援が終了してしまう20歳、このような方々のその後の支援先を一緒にお探しするような形で支援も行っております。

相談方法は、電話・LINE・メール・面接、同行支援として支援先へ一緒に行くこともあります。いろいろな手段を持っていることが強みになっております。基本は日曜日と年末年始がお休みで、11時から23時と、遅い時間まで対応しております。ただ、面接相談に関しては、原則

5 回までと制限を設けております。あくまでも原則なので必要に応じて検討することになります。

相談件数の実績です。令和 6 年度は年間で 9,888 件、昨年は 11,816 件ありましたが、少し減少したというような印象を持っております。その前年、令和 4 年度が 9,289 件のため、令和 4 年度よりは少し多い状況です。相談方法として多いのは、LINE は割合的には増加しておりますが、メールの相談が減少していると感じております。月毎の令和 5 年と令和 6 年を比較した実績がありますが、5 月や 6 月、9 月、それから 2 月、3 月といったところに差が出ています。令和 5 年度は増加しておりますが、令和 6 年度はあまり増加しておりません。増加した期間は広告を出していた期間で、令和 5 年度は非常に広告への反応が良く、相談が増加し、また、広告を見てメール相談をする方が多いため、メールについても相談数が増加したのではないかと思います。しかし、令和 6 年度はあまり広告に反応しなかったことが、減少した要因ではないかと思っています。

そして、電話相談は令和 5 年、令和 6 年でどのような違いがあるかという点、令和 6 年はやはり、あまり広告に反応しなかったことで新規が少し減少しております。その代わり、頻回相談者、いわゆるリピーターさんも実は減少しています。どこの相談窓口にも毎日のように電話をかけてきてしまうリピーターさんのことで、お悩みのところもあると思いますが、無理のない形で適正な利用の方法に落ち着いた、あるいは、支援がたくさん必要な方に関しては、地域にしっかりと相談できるようにお繋ぎするというようなことで、徐々に減少していると思っています。

LINE についても同様に、少し新規が減少しておりますが、リピーターさんも減少しており、辛い時に時々相談してくるような利用の仕方が増加しているのかと思っています。

相談者の年代ですが、令和 5 年度は、40 代以上の方が比較的、1 割近くきていましたが、令和 6 年度は少し減少しました。これは、広告を出すと、なぜか対象外の方が結構増加する傾向があります。年代が少し上の方、40 代、50 代、60 代の方からの相談が入ってきたり、あるいは都外からの相談等がきたり、そういったこともあったかと思いますが、それ以外のところでは割合的には大きくは変わっていないです。ただ、10 代が少し増加しているような印象もあります。

相談対象者、どのような方から来るかと言いますと、電話と LINE は本人が圧倒的に多いです。他の相談窓口も同様ですが、特に LINE 相談は、ほとんど本人からの相談で、チャットのやりとりということもあると思いますが、お話をしたい、本人が喋りたいという相談が多くなっています。電話もその要素は大きいですが、母親からの相談が 7～8% と、御家族からの相談も

あるというのが電話相談です。さらに、メール相談ですと、父親からの相談も増え、それ以外の家族、御兄弟ですとか、そういう方からの相談も入ってきます。

そして、面接の相談に関しては、もちろん御本人が主体ではありますが、一緒に御母様がいらっしゃるというケースもかなりの割合になってきます。また、支援機関の方が同席してくださることもあります。

比較的、メールの相談は深刻な相談、本人の自覚が無く、親御さんが心配して相談するというケースが多く、メールから面接に繋がるというケースも少なくありません。それに対し、LINE相談は、数の割にはそういうことは比較的少ないと思いますが、本人たちの相談窓口としてのハードルは低いのかなと思っています。

どのようなところに紹介をしているのか、というところです。数を出していないので申し訳ないのですが、多岐に渡ります。その中でも、学校のスクールカウンセラー、それから18歳以上なので、大学の学生相談室等を御紹介して繋いでいくことがあります。メンタルの問題を抱えている方も多いので、市区町村の保健センターや、精神保健福祉センター、それから、お仕事の相談ができる窓口なども入ってくるかと思います。さらには、数は多くはないのですが、深刻な生活困窮に陥っている方もいます。多岐に渡るところに御相談しているかと思いますが、例えば、法律関係の項目で風テラス、こちらは風俗関係の法律相談を行っている民間団体ですが、若い20代ぐらいの女性の方が歌舞伎町などで働き、その雇用者との間で問題が起こっていたり、また、いろいろ困ることが起こっているというような方もいらっしゃいます。そういった方は、行政の相談に抵抗感があり、相談してもらえないということがありましたので、こういう専門のところを御案内して、ハードルを下げた相談にいていただくといったこともあります。

そして、私たちのところに来る相談の中で、重い相談は、相談先を紹介するだけではなく、相談していただいた内容を先方にお伝えして、御本人を繋げるところまで面倒を見るという仲介の形を取っております。また、原則は電話やLINEは一期一会の相談と公表しておりますが、少し心配な方の場合、継続した相談にしたり、LINEの場合はこちらから話しかけるアウトバウンズを行ったり、電話で折り返しをしたりというようなことを特別に行うこともあります。それほど多くはないのですが、この対応をしているのは、本人のみでの解決は難しいと思われる方々になります。

また、面接から仲介を行うケースの場合は、情報提供書等も作成しまして、医療機関や保健所等に繋げる際に、かなり細かい情報提供を行っています。LINEは、比較的アウトバウンズを

行いやすいこともあり、心配な方が相談に来なくなった場合に、こちらから話しかけるというようなこともさせていただいております。

ここで事例を御覧ください。一つ目は、LINE・電話・面接の使い分けやそれぞれの特徴を生かしながら相談を受ける事例を紹介いたします。（個人情報を含む内容のため、削除）

非行相談についてお話をしたいと思います。非行相談は、実質の件数が令和5年度は18名、令和6年度は29名の支援をしましたが、こちらはかなり、手をかけなければいけないということで、延べの支援件数というのはかなり多くなっています。一人あたりにかけている手が、複数回ということで、令和6年は217回の支援をしました。何故、このように相談が増えたかという、1年目は私たちも様子を見ながらの支援連携だったのですが、少年院や支援機関への訪問や、支援先へのリーフレットの配布、さらには、支援者同士の交流会等も実施しまして、少しずつ、若ナビαで非行相談を受けているということを知っていただいて、そこから1回相談して、役に立ったと思っていただけたら、また相談が来たり、近くの方からも相談が来たりということで、徐々に新規ケースが増え、特に令和6年の後半に新規ケースが多くなっているということが分かるかと思います。

どのようなところから相談が来てるかというと、少年院関係と、少年センターからも時々あります。本日は、少年センターからの引き継ぎケースを御紹介させていただきます。

事例紹介の二つ目を御覧ください。（個人情報を含む内容のため、削除）

もう一つは父親からの相談により、本人への支援に繋がったケースを御紹介したいと思います。（個人情報を含む内容のため、削除）

最後は、現状と課題です。私達は幅広く、また、相談件数もかなり多い中で、そこから大変なケースを拾い上げて、必要と思われる人にはしっかりと相談に繋げていくことを意識しております。家族や、支援者からの相談は、深刻なものも多いため、どのようにして本人に出てきてもらって繋げるかということが課題になっております。そのためには、ほかの支援者との連携、そして心配なケースについては待ちの姿勢だけではなかなか難しいため、フォローアップをしながら、タイミングよく向こうが本当に困った時に相談していただけるようにという体制を整えてきております。最近では、単純な非行ではなく、事件に巻き込まれている等、かなり深刻なケースもありますので、こういうことに力を入れていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○山本座長 はい、ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、委員の方から御意

見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。もしあるようでしたら、後ほどでも構いません。

続きまして、各構成機関における取組の情報共有及び意見交換ということで、事前にお伺いした内容を基に各構成機関の取組について情報を共有したいと思います。

最初に、今年度より 18 歳以上のヤングケアラーである若者への支援にあたって、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を一次的な相談窓口として位置付けたことに伴いまして、個々の若者の相談に応じ、課題の整理の支援や、区市町村への繋ぎを行う専門職であるヤングケアラー・コーディネーターを配置いたしました。

資料 2 を御覧ください。この度、7 月 1 日からヤングケアラー・コーディネーターが着任いたしましたので、皆様方に御挨拶させていただきます。御紹介させていただきます。若藤さん、よろしくお願いいたします。

○若藤ヤングケアラー・コーディネーター この度、7 月 1 日より、東京都都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課に配属されました、ヤングケアラー・コーディネーターの若藤と申します。よろしくお願いいたします。東京都の若者総合相談センター「若ナビα」の相談の中でも、ヤングケアラー、若者ケアラーの相談に対して、一次的な相談窓口として対応させていただきたいと思っております。

私はこれまで、婦人保護施設、現在の女性自立支援施設やスクールソーシャルワーカー、ヤングケアラー・コーディネーターとして福祉分野で実務経験を積んでまいりました。若者ケアラーの個別ケースに一次的な相談窓口として対応し、区市町村や関係機関の皆様と、連携を図りながら必要な支援に繋げてまいりたいと思っております。若者ケアラーの課題は、福祉、教育、医療、就労等の複数の分野が複雑に絡み合うことが多く、支援には多機関連携が不可欠と思っております。チームとして関係機関の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。委員の皆様、何か御質問等はございますでしょうか。

ありがとうございました。18 歳以上のヤングケアラーに関する窓口としても、是非「若ナビα」をご活用いただければと思います。

次に、東京都子供政策連携室より、「ギュッとチャット」事業について御紹介いただきます。

資料 3 を御覧ください。子供政策連携室企画調整担当課長の吉田様、よろしくお願いいたします。

○吉田課長 本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

私からは、子供や子育て家庭向けのチャット相談サービスとして、「ギュッとチャット」を御紹介させていただきます。本題に入る前に、本日、「ギュッとチャット」のマスコットキャラクターの「ギュッぴい」というキャラクターを連れてきておりますので御紹介させてください。また、ノベルティは机上に置かせていただいておりますので、ノベルティとパンフレットですが、是非よろしければ御活用していただければと思います。

それでは、本題に入らせていただきますが、東京都では子供や子育て家庭の日常的な不安や悩みに寄り添う、東京ならではの支援としまして、リアルとバーチャル、両方の視点から人と人の繋がりを作ろうと、取組を進めているところでございます。その中で、バーチャルの取組としまして、「ギュッとチャット」というサービスを今年の1月からスタートしました。18歳までの子供本人、それから妊娠期から18歳までの子供を育てる保護者を対象としております。電話や対面ではなくて、チャットで相談できるといったところが特徴のサービスとなっております。

不安や悩みを自分自身で整理して、自分で最適な相談先を見つけるというのは、誰にとってもなかなか大変なことかと思いますが、「ギュッとチャット」では、そうした整理されていないような悩み、不安、モヤモヤとした悩みなどを最初に受け止めるような窓口になることを目指しております。そして、悩みを一緒に整理していく中で、必要に応じて医療機関や専門的な相談窓口、地域の窓口等を御案内させていただいております。

現在は、1月からスタートして、先行稼働期間という位置付けで運営しております。ですので、基本的な相談機能のみとなっているところですが、今年度中には本稼働という形で、多言語対応であったり、AIを活用したり、それから回線数の増加したり等、サービスを充実させていく予定でございます。

次のページを御覧いただきますと、統計資料がございます。こちらは、6月末までのデータとなっております。こちらを見ていただきますと、18歳以下の子供からの相談が8割を超えている状況で、特に12歳以下の相談が多いような状況です。近年、電話が苦手な若者が増えていると聞いておりますが、こうしたチャット相談というのが子供にとって使いやすいツールだったのではないかと考えております。現在、こちらに記載させていただいているのが、1月から6月までの累計のデータですが、直近の4月～6月、あるいは6月ぐらいの傾向を見てみますと、高校生の16～18歳の世代が、増えてきているような状況です。

それから、こちらの「ギュッとチャット」ですが、アプリのインストール等、特別なことは必要なく、インターネットに繋がる環境さえあれば、ブラウザ上で相談ができる仕組みとなっております。

りますので、スマホを持たないような小学生でも、学校の一人1台端末等を使って相談していただいているという状況でございます。

次のページに進みます。最後に、広報に関する御協力をお願いについてです。各方面に既に御案内させていただいておりますが、皆様御存知のとおり、夏休み明け等の長期休暇明けの前後は子供達にとって特に心理的なプレッシャーがかかる時期となっております。不安や悩みを一人で抱え込まずに、周囲に話してほしいところではございますが、内容によってはなかなか家族や友人等の顔見知り相談しづらいこともあろうかと思えます。そういった際に、匿名で気軽に相談できるこの「ギュッとチャット」もあるということを、ホームページへのリンク掲載や、窓口で御案内等、可能な範囲で構いませんので、周知に御協力いただけると幸いです。

また、皆様が普段運営されている相談業務等におきまして、例えば漠然とした不安や悩みを訴えており、どこを紹介したら良いかなかなか分からないケースや、あるいは話し相手が欲しいだけで、本来対象としている相談内容から外れてしまっている等、そういったケースがありましたら遠慮なく「ギュッとチャット」を御紹介ください。今後、皆様と良い関係を築きながら、都民にとって最適な支援の環境を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○山本座長 ありがとうございます。委員の方から何か御質問等はございますでしょうか。

「ギュッぴい」可愛いですね。

○吉田課長 ありがとうございます。

○山本座長 非常に子供に寄り添ったデザインだと思いました。

ほかに、いかがでしょうか。また、もし何かありましたら、後ほどでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

次に、「こどもの人権SOSミニレター」について、東京法務局様より御紹介いただきます。

資料4を御覧ください。東京法務局人権擁護専門官の藤木様、よろしくお願いいたします。

○藤木人権擁護専門官 東京法務局よりまいりました、藤木と申します。昨年度、こちらの協議会に参加させていただきまして、前任者より同様のミニレターの御案内をさせていただいたところですが、今年もまた、配布時期ということで、改めて御案内させていただきたいと思えます。

お手元にお配りした、資料4のSOSミニレターですが、こちら実際はA3判になっておりまして、お子様がこのミニレターの用紙を使って、お手紙を書き、そして切り取り線に従って封筒を作り、そのままポストを入れていただくと、私どもの方にお手紙が届くというような、1枚で

完結するツールとなっております。全国の法務局では、学校におけるいじめ以外の問題も含めて、お子様をめぐる様々な人権問題の解決を図るために、こちらの取組は平成18年度から行っております。また、このミニレターは料金受取払いですので、ポストに入れていただければ料金はかかりませんし、有効期間として2年間使用可能となっております。お子様がこのお手紙を書き、最寄りの法務局に届きますと、私ども職員や、法務大臣から委嘱された人権擁護委員の先生方が一通一通のお手紙に対してお返事を書き、お子様にお送りしているというものになります。お返事自体を、どこで受け取りたいかというようなチェック項目もありますので、お家の問題を抱えていらっしゃる方は学校でお渡しすることもありますし、またその逆もあるといった状況です。

今年度においても、今年の5月の末から6月にかけて、全国全ての小中学校にこのミニレターを配布しているところです。実際に、私どもの東京法務局にもかなりの通数のお手紙を今いただいておりますが、お手紙の内容によっては身の安全を図る必要性が高いものや、緊急性が高いと思われるような内容のものもあり、それに応じて関係機関と連携させていただいたという事例もございます。よって、今後もそのようなお手紙を端緒として、何か察知することがある場合には、関係機関の皆様との連携についても、重ねてこの場でもまたお願いしたいと思っております。

それに加えて、令和5年度からは、全国の小中学校に配ってはおりますが、そもそも学校に行けない状況にあるお子様に、SOSミニレターを配布したいということで、その部分を重点的に取り組めないかという考えのもと、配布場所の拡大について取組みを進めておりますので、もしこのSOSミニレターについて、備え付けに御協力いただける機関の方がございましたら、当局宛、この場が終わってからでも構いませんので、御連絡いただければと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○山本座長　ありがとうございました。ただいまの御説明に対して、委員の方から御意見、御質問等はございますでしょうか。

学校に通われてない方に対して、配布場所の拡大というと、どういったところが望ましいのでしょうか。

○藤木人権擁護専門官　一般的になつてを頼って、子供食堂さんや児童館さん、図書館等には配布実績はありますが、もう少し裾野を広げられれば良いなと思っておりますが、やはり難しい部分もあります。

○山本座長 皆様にも御協力いただければと思います。是非よろしく願いいたします。

それでは、次に進みます。若者の金銭トラブル等について、東京都消費生活総合センターより情報提供いただきます。資料5、若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンリーフレットを御覧ください。東京都消費生活総合センターの高村委員、お願いします。

○高村委員 私どもより、こちらのパンフレットをお配りしております。消費生活総合センターでは、若者として、29歳以下の数字を取っておりますが、電話相談と来所相談が主な相談の手段になっているため、あまり増加しておりません。それでも、都内全体で13万件受けている相談のうち、大体16%ぐらいが30歳未満の方々からの相談となっています。その中でも、若い人たちの中で一番多いのは、賃貸アパートトラブル、それから、最近では医療サービスということで、美容医療、こちらのトラブルがとても増加しており、この美容医療に関しては、1回あたり50万円を超えるという契約トラブルが、主にその29歳以下の方々に起こっています。最近では18～19歳の方々からも50万円ぐらいの脱毛や整形などというようなトラブルの相談を受けております。それ以外に、気になっているのが、副業関係と投資に関するトラブルで、こちらはひどいものですと300～400万円の損失といった形のトラブルが私どもの方に入ってきています。

そういったトラブルはどのようなものがあるかと言いますと、資料を開いていただくと4コマ漫画で、私どものキャラクターである「カモかも」が「サギだもん」というキャラクターに騙されている絵が描かれております。こちらを少し見ていただければと思います。最近では、お金を持っていなくても借りれば良いと言って、サラ金から借りる、また、いろいろな手段によって大体100万円以上の借金を負わされるというケースが非常に増えており、とても深刻だと思っています。それから、20代を超えると、オンラインカジノというキーワードが相談の中に出てくるようにもなっております。実は9月と3月に行っている多重債務相談の中で20代の相談が非常に増加していて、原因がギャンブル依存というケースが、少しずつ増加していることが、気になっております。

私どもだけで解決できるものではないので、各機関に協力をお願いしながら、相談にいらした方については、その解決に向けて相談を受け付け、解決を目指して対応しておりますので、もし、そういった困ったケースがございましたら、消費生活センターに相談をするよう御紹介いただければと思います。そういった意味で今回配らせていただいているのが、このパンフレットとメモ帳です。さらに、少し嵩張るので、今回はお配りしておりませんが、ポケットティッシュもありますので、こういったものを置けそうな場所がある場合は、こちらからも提供いたしますの

で、是非、御紹介いただければと思います。

また、借金や契約したものについて、解決できるかどうかということは微妙なところではありますが、実際に御相談いただけますと、どうしたらいいかという助言はできるかと思います。そのままにしておくよりも、いくらかはましな方向には進むと思いますので、是非センターの御紹介をいただければと思っております。以上となります。

○山本座長　ありがとうございました。ただいまの御説明について、皆様、御意見、御質問などございますでしょうか。

若者にとって100万以上の借金となると死活問題ですよね。我々も若者をサポートするポータルサイト「若ぼた+」を運営しておりますが、そこで、いろいろな団体の方にインタビューして、コンテンツを発信しております。先日も公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の代表の方にインタビューいたしまして、それを記事として発信しておりますが、やはり20代の若者がオンラインカジノにはまっている、とおっしゃっていましたので、この依存症の問題も、しっかりと我々も対処していかないといけないなと思っています。

さらには、「若ぼた+」の記事が勉強になりましたので、もし皆様もよろしければ、もう御存知のことかもしれませんが、是非、御覧いただければと思います。

それでは続きまして、東京都教育相談センターより、教育相談関連で御提供いただきました各資料につきまして、御説明いただければと思います。資料6です。「話してみよう あなたの心配」「青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイス」を御覧ください。東京都教育相談センターの坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員　それでは皆様、リーフレット二つを使いまして、私ども東京都教育相談センターの事業について、簡単にお話をさせていただきたいと思います。

東京都教育相談センターでは、都内在住・在学の幼児から高校生相当年齢までの子供や、その保護者や親族、教職員からの相談を受け付けております。

まず、黄色のリーフレットを御覧ください。私どもの教育相談センターでは、相談事業といたしまして、電話相談や来所相談、メール相談、SNS等教育相談の、大きくはこの四つの相談に分かれております。

相談の内容は、大まかに二つに分けておりまして、教育相談一般と高校の進級・進路入学相談、この二つに大きく分かれております。簡単に申し上げますと、教育相談一般は主に心理職が対応する、高校入学相談は高校の校長OBが対応しています。

まず、教育相談一般ですが、こちらは例えば、不登校や学校への行きしぶり、あるいはいじめや発達障害など、学校生活や家族・友人関係等の様々な相談を受け付けております。対応する職員は心理職が中核となっており、その他に教員や養護教諭、福祉職、そういった色々な資格を持った、豊富な経験を持っている相談員が対応しております。

一方、高校相談では、都立高校の入学や転学等の相談を受け付けております。不登校や高校中退等の子供であっても、全日制普通科の都立高校だけではなく、特色の有る、例えば不登校の子供ですと、チャレンジスクール、あるいはもっと自由に授業を組み立てたいというような場合は、昼夜間の定時制、あるいは都立にも今流行りの通信制といったスタイルの高校もございます。こうした多様な高校のカリキュラム等に精通した相談員が情報提供のほか、きめ細かく入学相談に応じております。

区市町村の教育相談室の来所相談では、高校生が対象外となっている地域もあると聞いております。当センターでは高校生の相談が多くなっていて、小学生、中学生が少なめとなっております。これまで身近な区市町村の教育相談は、逆に近すぎて、相談しづらい、あるいは、高校生になると区市町村の教育相談室に通えなくなるけれども、引き続き相談したいといったお声が当センターにも寄せられて、そうしたことをきっかけに来所してくださった方もいらっしゃいました。

続いてSNS等教育相談です。こちらは、LINEでも相談できますが、この相談のみ、対象が子供本人のみとなっております。小学生から高校生相当年齢までの子供を対象としております。相談内容については、先ほど「ギュッとチャット」について、吉田課長からいろいろなお話がありましたが、私どもも、友人関係や、家族関係、こうしたところが多くを占めております。例えば、「今日友達から言われちゃったあの一言が気になって不安になっちゃったよ」、また、「家族との会話でもややした気持ちになった」、こうした日々生活の中で起こる身近な相談場所になっているようでございます。一方で、文字による相談のため、保護者等に気付かれないようにやり取りができるため、通報や通告につながる相談も、直近では結構重たい通報もございました。

次に緑のリーフレットを御覧ください。こちらの青少年リスタートプレイスでは、不登校等で都立高校の情報を得にくい方々に対しまして、都立高校の情報や都立高校への就学支援を行っております。直近では、7月19日の土曜日に、昼夜間定時制チャレンジスクール、エンカレッジスクールの校長先生等をお招きして、実際に学校の説明をしていただき、相談にものってもらえ

る場となっております。また、現在どの学校にも在籍していない方を対象として、進路に関する面接を計画的に行って、都立高校への就学に向けたサポートも行っております。

次に思春期サポートプレイス事業では、不登校や引きこもり状態である思春期の子供について、心理や医療、福祉等の専門家と共に考える場として、年に3回、思春期サポートプレイス講演会を行っているほか、高校生相当年齢の子供の保護者の方を対象としたグループミーティングも最近始まっております。

以上、簡単ですが当センターの事業について御紹介をさせていただきました。

○山本座長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、委員の方から御意見、御質問等はございますでしょうか。

このキャラクターも可愛いですね。

○坂本委員 最近、「ギュッぴい」の可愛さにだいぶやられていて…そんな話ばかりしています。

○山本座長 いや、このキャラクターも可愛いですよ。

○西村委員 よろしいでしょうか。結構、教育関係に絡んだ相談が多いのですが、最近少し増加しているのが、高校を中退してしまった、ただし、チャレンジスクール等に行こうと思ってるわけでもなく、いわゆる大検を受けて大学や専門学校等に行きたいというような相談が多いです。通信制高校に行くほど、単位が取れてない等、そういうわけでもないような話なのですが、そういった場合の、その後の進路相談はそちらで受けていただけるのでしょうか。

○坂本委員 そうした場合は、こちらの黄色いリーフレットの高校相談になりますと、都立高校への入学に繋げるもので、例えば、今勉強していなくとも、校長だった方等がたくさんいますので、作文指導等や、どのようにしたら合格するのか、というところまで繋がりますが、そうではない方々については、まず電話相談をおすすめしたいと思っております。

○西村委員 そこでどのような相談を受けていただけるのでしょうか。具体的に、最近相談を受けたのは、中高一貫校を意外とあっさり退学させられてしまったが、学力はあるため、今更通信制高校に行くという話ではないというような場合、その後の進路相談について電話でどのような支援をしていただけるのでしょうか。

○坂本委員 電話相談は基本的に傾聴のスタイルのため、その子がどのような進路を取りたいかということは、最終的には子供と保護者で考えて結論を出していただくものであると考えております。例えば、こういう専門学校がある、やこういう各種学校がある、ということについての相

談は、残念ながら私どもでは対応できておりませんが、精神的に困っており、学校に行けない子供に対してはフリースクールがあると伝えたり、ほかには、私立の学校で、たかがこんなことで退学になってしまうのか等の電話もあります。こういった相談に対しては、学校問題解決サポートセンターもありますが、基本的には私立学校の生徒には対応しておりませんが、一般的な例として、退学処分になってしまう事例のお伝えや、教育委員会が所管している分野、さらには学校長が決定する事項、そういった制度や背景を一応助言はしております。

○西村委員 それでは、大学以降の進路については、基本的には相談にのれないということですね。

○坂本委員 申し訳ありません。

○西村委員 いえいえ、どこまで相談を受け付けてもらえるのか分からずに紹介してしまいそうになるので、確認できて良かったです。ありがとうございます。

○坂本委員 ありがとうございます。今いただいた御意見は、相談スタッフにも共有します。今後の検討課題の一つにさせていただきます。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございました。

続きまして、東京都立多摩総合精神保健福祉センター様より、思春期・青年期デイケア等について御説明をお願いいたします。資料7です。「思春期・青年期デイケア」、「精神保健福祉相談のご案内」を御覧ください。東京都立多摩総合精神保健福祉センター川上委員、お願いいたします。

○川上委員 精神保健福祉センターは、都内3ヵ所にございまして、私どものセンターは多摩地域全域を管轄としております。23区の方は二つに分かれておりまして、ほかの二つのセンターが管轄です。今回ご紹介する私どものセンターでは、そちらの区域は管轄ではございませんが、ほかの二つのセンターも同じようなことをしておりますので、そのように御理解いただければよろしいかと思います。

精神保健福祉センターのセンター事業の中で、まず御紹介させていただきたいのが、「精神保健福祉相談のご案内」という1枚の資料があります。これを見ていただきますと、電話相談から始まり、個別相談、そして、最後に本人グループや、家族教室に繋がることができるという図です。

心の電話相談ですが、匿名相談で1回きり、継続ではございません。その時の一期一会といった御相談になります。こちらは、電話相談を受けて、やはり個別的な面談が必要と判断した場合

や、御希望がある場合は、個別相談に繋がります。こちらの個別相談は、一般相談もありますが、思春期・青年期と、依存症の枠がまた別にございます。個別相談をやっていく中で、例えば、御本人から本人グループに繋がりたい等の御希望があれば、多摩の精神保健福祉センターの場合は、「たまくら」という思春期の本人グループに繋ぎ、さらには、依存症の再発予防プログラム、有名なのはS M A R P Pがありますが、こちらを多摩版に改編したT A M A R P Pというものを、私どものセンター独自に持っておりますので、そちらに繋げる、ということもございます。

相談は、御本人からだけではなく、どちらかといいますと御家族が多いわけなのですけれども、御家族もやはり思春期・青年期の家族教室に繋がりたい、学びたい等、そのような御要望がある場合には、家族教室にお繋ぎしますし、依存症の場合も御本人だけではなくて、御家族もやはり一緒に学びたいという御希望があれば、依存症の家族教室にお繋ぎする、ということをしていきます。

これらが精神保健福祉センターで行っている精神保健福祉相談になりますが、最初の「①こころの電話相談」に記載されている 042 から始まる電話番号ですが、こちらは実際に相談する本人向けの電話番号になります。支援関係者向けの電話番号はまた別にございますので、そちらはホームページを見ていただければ分かるかと思いますが、もし皆様の中で直接、精神保健福祉センターに御相談したいということがありましたら、すみませんがホームページを見ていただいて、そちらの電話番号に架けていただければと思います。あくまでもこちらは、一般の実際に相談する方の電話番号になります。

話は変わりまして、もう一つ小さいリーフレットがございます。こちらは、精神保健福祉相談とは別の事業ですが、同様にセンターで行っている事業になります。こちらは、いわゆる医療デイケアになりまして、思春期・青年期の方を対象とした精神科デイケアを精神保健福祉センターでは行っています。こちらのリーフレットを開いていただくと、ページ中央の下部に、当デイケアの特徴と記載があります。こちらの四つある特徴のうち、上から二つ目のサポートプランがありまして、これが一つ大きな特徴かと思えます。こちらは、御本人には「こういった興味を持っている」や、「こういったことがしたい」等があるかと思えますけれども、御希望にはもちろん沿いますが、それとは別にといった場合もありますし、それと重なる部分もあるかと思えますが、一緒に目標を決めて、その目標に沿ったプログラムを選択していくということが、サポートプランになります。よって、もし御本人が「最初の入り口はこれがやりたい」といった御希望が

あるならば、そちらはとても大切ですので、そこから入り、こちらのデイケアの週間プログラムと書いてあるものの中から職員と一緒に選んでいくわけなんですけれども、「こればかりやりたい」ではなく、「あなたの目標、これだったよね」と時々軌道修正をしてそこはしっかりと話し合いながら、御本人が「自分の目標にとってはこれが必要」等理解を深めていただいて、また別のプログラムを足していくというような形になっていきます。本人の目標に沿って決めて、プログラムを職員と相談しながら選択していくということが一つ特徴かと思います。

以降はすみませんが読んでいただければ分かるかと思いますので、私からは以上になります。

○山本座長　ありがとうございます。ただいまの御説明について、委員の方から御意見、御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。西村委員、お願いします。

○西村委員　実際に利用する際のことを教えていただきたいのですが、デイケア利用となると、医療ですよ。既に受診している方も多いと思いますけれども、例えば、主治医が近所にデイケアや思春期相談の適当なものが無いため、そちらでお願いしたいと思った場合には、主治医を変えなくても、こちらに通うことはできますでしょうか。

○川上委員　はい、そうです。まず、最初の段階で、必ず主治医がいることが条件になります。その主治医の方がいれば、普通に利用していただけるということになります。もちろん、ここに記載してあるとおり、見学していただいて、担当職員と面接し、それから受入れ会議ということになりますけれども、主治医がいらっしゃれば基本入口は開いてると思っていただいて大丈夫です。

○西村委員　それでは、逆に受診をしていない、または、中断してしまったような場合には、しっかりとほかで主治医を持って受診してから、こちらを検討するということになりますか。

○川上委員　そういうことになります。

○西村委員　なるほど、同時にはいかないわけですね。

○川上委員　そうです。最初にやはり主治医がおり、その治療方針の中にデイケアを組み込んでいただく形になりますので、主治医が最初になります。

○西村委員　利用を視野にという場合も、どちらにしても受診が先ということですね。

○川上委員　そうです。

○西村委員　ありがとうございます。もう一つ、今までに依存症相談に繋げようとした場合、主治医がいる場合は、個別相談に繋げようとしても、主治医のいる方はそちらを優先してください、というようなことを言われたこともあります。何かそういった制限等はございますでしょうか。

うか。

○川上委員 こちらの精神福祉相談についてでしょうか。こちらの精神福祉相談については、医療ではないため、主治医の有無は関係ありません。また、相談は御本人から、また、御家族からのどちらからでも大丈夫です。

○西村委員 そうなのですね。主治医の有無は関係なく相談は受けられるということでしょうか。

○川上委員 そうですね。こちらは、こころの電話相談なので。

○西村委員 私たちも夜間こころの電話相談を別で受託しているので、そういったほかの相談窓口にいらした方に、精神保健福祉センターの専門相談を受けたい、勧めたいと思った時に、こころの電話相談にかけてくださいと伝えて良いのでしょうか。

○川上委員 関係機関の方からの相談はホームページ記載の電話番号で受けております。そちらで御相談していただいて、やはり面接が必要で、当センターとしての対応の枠組みとして適切に対応できるケース、例えば、依存症ならば依存症の枠組みの中に入るケースであればその枠組みの中として対応していきますし、依存症というよりはまた別の問題かもしれないという場合には、主治医がいればもう一度主治医とお話してくださいとお返しする場合もあるかもしれません。

○西村委員 分かりました。また使い方については個別に御相談させてください。よろしくお願いいたします。

○山本座長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

次に、TOKYO チャレンジネット様からこども若者シェルターの運営について、現状や実績も教えていただきたいという御要望がございました。まずは国のこども若者シェルター相談支援事業の概要についてということでしたので、当該事業の庁内担当部署である福祉局の子供・子育て支援部から回答を預かっておりますのでこちらでお伝えさせていただきます。特に資料はございません。

こども若者シェルター相談支援事業は、家庭等に居場所がない子供・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けることができ、また宿泊もできる安全な居場所を確保するという国の事業です。都は、今年度予算案に8,100万円、シェルター2ヵ所分の経費を計上し、宿泊を含む居場所の提供、及び生活支援、相談支援に取り組む民間団体への補助の実施を予定しているが、都の要綱は現在策定中であるため、具体的なスケジュール等も含め調整中でございます、という回答でございました。

TOKYO チャレンジネットの小田委員、お問い合わせをいただいた件について、所管部署より現

在調整中とのことでしたが、よろしいでしょうか。

○小田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○山本座長 それでは、御出席の皆様でシェルター事業の実施・運営について情報提供や御意見等
はございますでしょうか。

今年度からということで、我々もこども若者シェルター事業については非常に期待しております。

ありがとうございました。ほかに御意見や御連絡事項等、これまでの報告事項と含めまして、
何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議題は以上となります。最後に当課の事業についての御紹介です。

先ほども少し私の方から申し上げましたが、昨年度、悩みを抱える若者が自分に合ったサポートや居場所をいつでもどこでも簡単に探せるポータルサイト、「若ぼた+」を新たにオープンいたしました。サポート、居場所の検索、おすすめ診断、コラム、居場所の紹介記事等を掲載しております。是非、区市町村の皆様だけでなく、地域の支援者の皆様にも御案内いただけますと幸いです。なお、「若ぼた+」今年度については、支援機関同士で気軽に意見交換できるデジタルプラットフォームを構築予定でございまして、今年の12月末には完成する予定でございます。是非、御活用いただければと思います。

それでは、お時間となりました。本日の会議では、皆様に資料の作成に御協力いただきましてありがとうございました。若者の自立支援に関する一層の連携強化に向けまして、是非、本日の会議の内容についてお持ち帰りいただき、関係各所で幅広く情報を周知、共有していただければと思います。今後とも各機関との相互連携を深めつつ、若者支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以上で令和7年度第1回 東京都子供・若者支援協議会連絡調整部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

(午前3時25分閉会)